

「沖縄 I T 津梁パーク民間 I T 施設整備事業」 企画提案募集要領

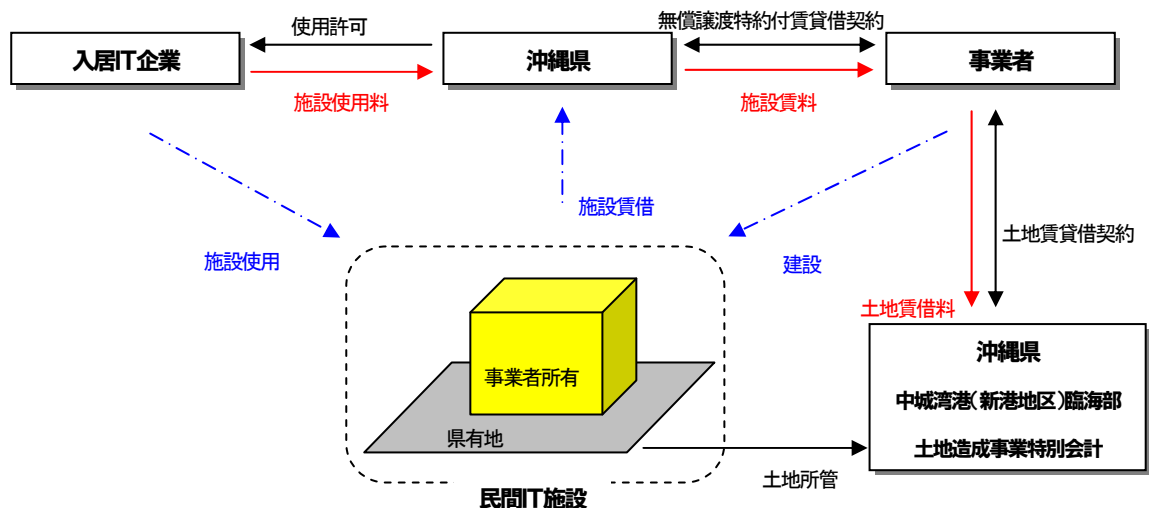
1 事業名称 「沖縄 I T 津梁パーク民間 I T 施設整備事業」

2 事業概要

本事業は、情報通信関連産業の集積拠点の形成を目指す沖縄 I T 津梁パークにおいて、民間活力により I T 企業の集積を図る施設（以下「民間 I T 施設」という。）を設計・建設し、県に賃貸する事業者を募集するものである。

なお、事業者は県と施設に関する無償譲渡特約付建物賃貸借契約を締結し、サービスの対価として所定の施設賃料を受け取ることとする。また、施設用地については県から賃借するものとする。

【事業スキーム】



3 提案にあたっての前提条件

- (1) 施設の賃料単価は、1,960 円／ m^2 ・月（消費税込み）を上限とする。
- (2) 施設の用地については、県と建設期間中及び施設賃貸借期間中の賃貸借契約を公正証書により締結し、事業用借地権を設定する。

なお、この場合の土地賃借料は、581 円／ m^2 ・年とする。

4 業務内容

本事業の業務範囲は、民間 I T 施設（オフィスビル）を設計・建設し、県に対して指定された期間内にわたり賃貸するとともに、施設の維持管理を行うことである。

また、賃貸借契約が終了したときは、当該施設の所有権を県に無償譲渡するものとする。

5 施設賃貸借期間

賃貸借契約で定める建物引き渡しの日より、15年間とする。

平成24年6月1日～平成39年5月31日（予定）

6 リスク分担

本事業に伴うリスク分担については、別添のリスク分担表によるものとする。

7 施設の要件、仕様

別添「施設要求仕様書」のとおりとする。

8 施設用地貸付条件

別添「沖縄IT津梁パーク中核地区施設用地貸付規程」「同要領」のとおり

9 遵守すべき法令等

事業者は、この事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例を含む）等を遵守するものとする。

10 提案者の参加資格要件

本事業の企画提案に参加できるものは次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないもの。

イ 不動産リース業を営むもの。

ウ 次に掲げる条件のすべてを満たすもの、又は条件のすべてを満たす建築工事業者等に委託するもの。

① 建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の「建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程」第5条第1項による平成23・24年度建設業者格付名簿に建築工事業「特A」として登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は再生手続き開始の申し立てをしている者又は申し立てがされている者については、手続き開始決定後、資格の再認定を受けている者。）であって、かつ直近の経営事項審査結果通知書が有効期間内にある者。ただし、本県において経常建設企業体の構成員として建設業者格付名簿に登録されている者は参加できない。

② 申請日以前に3ヵ月以上の雇用関係にあり、1級建築士又は1級建築施工管理技士、もしくは建設業法第15条第2号ハに規定する国土交通大臣特別認定者（建築）の資格を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を、本工事に専任で配置できる者。

③ 県の指名停止措置を受けている期間中でないこと。（提案提出の締切日時点）

11 選考方法等

本事業の事業者選考に関する評価項目及び選考方法については、別添の評価項目表によるものとする。

12 事業スケジュール

- | | |
|-----------------------|----------------------------------|
| (1) 参加意思表明書提出期限： | 平成 23 年 5 月 9 日（月） |
| (2) 企画提案書提出期限： | 平成 23 年 5 月 16 日（月） |
| (3) プレゼンテーション： | 平成 23 年 5 月中旬 |
| (4) 事業者選考委員会： | 平成 23 年 5 月中旬 |
| (5) 基本合意覚書締結： | 平成 23 年 5 月下旬 |
| (6) 無償譲渡特約付建物賃貸借契約締結： | 平成 23 年 5 月下旬 |
| (7) 事業用借地権設定： | 平成 23 年 6 月以降（工事着手までに） |
| (8) 施設設計・建設： | 平成 23 年 6 月～平成 24 年 5 月末 |
| (9) 施設賃貸借及び維持管理： | 平成 24 年 6 月 1 日～平成 39 年 5 月 31 日 |
| (10) 施設無償譲渡： | 平成 39 年 6 月 1 日 |

13 手続等

- (1) 質問事項受付期限：平成 23 年 4 月 14 日（木）17 時まで
質問は「質問書」（様式 1）に記入しメールにて送信すること。
質問のあった事項については、質問者へメールで回答する。また、質問回答については、本課ホームページにも掲載する。
回答掲載期間：平成 23 年 4 月 20 日（水）～平成 23 年 5 月 16 日（月）
- (2) 参加意思表明期限：平成 23 年 5 月 9 日（月）17 時まで
企画提案への参加を希望する者は「参加意思表明書」（様式 2）に記入し、持参又は書留による郵送にて提出すること。
※郵送の場合は、提出期限の前日までの消印を有効とする。
- (3) 企画提案書提出期限：平成 23 年 5 月 16 日（月）17 時まで
- ・提出書類
 - ①企画提案書 様式 3
 - ②不動産リースの実績（リース会社） 様式 4
 - ③建築工事の実績（建築工事会社） 様式 5
 - ④設計及び工事監理の体制 様式 6
 - ⑤建築設計等の実績 様式 7
 - ⑥工程計画表 様式 8
 - ⑦リース料金見積書 様式 9－1
 - ⑧リース料金内訳書 様式 9－2
 - ・提出場所：沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（沖縄県庁 8 階）
沖縄県商工労働部情報産業振興課
 - ・提出方法：持参又は書留による郵送
- (4) プレゼンテーション：平成 23 年 5 月中旬
- ・場所：沖縄県庁内会議室
 - ※ プレゼンテーションの日時については、後日通知する。

14 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 事業者の選考は、県庁内に設置する委員会において行うものとし、評価得点に基づき、優先交渉権者を決定する。
- (3) 選考にあたっては、提案内容を総合的に評価し決定する。このため、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 今回の募集は優先交渉順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。
- (5) 契約については、原則として第一位交渉権者とするが、契約に関して必要な協議が合意に至らない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。
- (6) 入居 I T 企業が内定していることが契約の前提条件であり、契約に先立ち、県、事業者、入居 I T 企業の 3 者にて事業に関する基本合意の覚書を締結するものとする。
- (7) 契約にあたっては、建設される施設の仕様等について、県、事業者、入居 I T 企業の 3 者にて十分な調整を行うものとする。
- (8) 応募にかかる費用はすべて応募者の負担とし、提案書、審査内容、審査経過は公表しない。また、提出された提案書等は返却しない。

14 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 8 階

沖縄県商工労働部情報産業振興課 基盤整備班 担当：大湾、呉屋

電話 098-866-2503 FAX 098-866-2455

E-mail : owankz@pref.okinawa.lg.jp、goyanryk@pref.okinawa.lg.jp